

税

の申告が始まります！

2月18日(月)～3月17日(月)

平成20年度の市・道民税の申告受付が、2月18日(月)から始まります。期間は3月17日(月)までの1カ月間です。申告忘れや誤った申告で、不利益を受けることのないよう必要な書類をあらかじめ用意しましょう。

問合せ先：根室市役所税務課課税係 ☎(23)6111番 内線2152・2153

市・道民税は源泉徴収される所得税とは異なり、前年の収入に応じて一年遅れで課税されます。従って、平成20年度市・道民税は平成19年の収入に対して課税されることとなります。

【2月18日から市役所ロビーに申告会場を開設】

市は、市役所ロビーに申告会場を開設して、市・道民税の申告を受け付けます。

開設期間および時間は、2月18日(月)から3月17日(月)まで(土・日曜日、祝祭日を除く)の午前9時から午後5時までです。

【市・道民税を申告しなければならぬ方】

平成20年1月1日現在、根室市に住所がある方は原則として申告しなければなりません。

ただし、次の方は申告の必要はありません。

① 所得税の確定申告を行った方。

② 平成19年中の所得が、給与または年金のみで年末調整を行った方。ただし、雑損控除・医療費控除または寄付金控除等の諸控除を受ける場合は、申告が必要となります。

【申告に必要なもの】
申告には次のものが必要となります。

① 印鑑

② 収入を証明するもの

・ 源泉徴収票または支払者の証明書

・ 保険の満期金の収入を証明するもの

・ 個人事業主の方は収入と経費を証明するもの

③ 控除を証明するもの

・ 生命保険料、地震保険料または旧長期損害保険料などの課税所得控除証明書
・ 社会保険料(国民健康保険、介護保険など)の領収書

・ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書または領収書

・ 医療費控除を行なう方は医療費に係る領収書

※領収書の日付は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの期間のものが対象となります。

【医療費控除を受けられる方】
医療費控除は、10万円を超えた額(ただし、合計所得金額が20万円以下の方は合計所得金額の5%を超えた額)が控除になります。

申告会場には、医療費控除を受けるための所定の様式「医療費の明細書」を用意していますのでご利用ください。

なお、医療費を補てんする給付金などが支払われている場合は、その部分は控除の対象となりませんのでご注意ください。

【その他のお知らせ】

○ 税源移譲により所得割の税率が改正されています。

平成19年度から「三位一体改革」に伴う税源移譲により、課税所得の多い少ないに関わらず、市・道民税の所得割の

税率が10%(市民税6%、道民税4%)の比例税率に改正されています。

○ 満65歳以上の方の非課税措置は廃止されています。

満65歳以上の方で、合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置は、平成18年度から廃止されています。

また、平成17年1月1日現在で満65歳に達していた方(昭和15年1月2日以前生まれ)の軽減措置もなくなりましたので、平成20年度から全額課税となります。

○ 地震保険料控除が創設され、損害保険料控除が廃止されました。

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」ことを目的として、従来の損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が創設されました。

① 対象 住宅や家財などの生活資産の地震保険料

② 控除額等 地震保険契約に係る保険料の2分の1

控除限度額 2万5千円

▼ 経過措置

・ 平成18年12月31日までに締